

別海町議会会議録

第1号(平成30年 3月 8日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 平成30年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 平成30年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 平成29年度別海町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成29年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成29年度町立別海病院事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成29年度別海町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 同意第 1号 | 別海町監査委員の選任について |
| 日程第18 | 同意第 2号 | 別海町監査委員の選任について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 平成30年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 平成30年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 平成29年度別海町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |

号)

- 日程第11 議案第12号 平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第12 議案第13号 平成29年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号)
日程第13 議案第14号 平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第15号 平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1号)
日程第15 議案第16号 平成29年度町立別海病院事業会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第17号 平成29年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第17 同意第1号 別海町監査委員の選任について
日程第18 同意第2号 別海町監査委員の選任について

○出席議員(16名)

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	伊 藤 多加志	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	農業委員会会長	小 野 榮 一
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝
産業振興部長	登 藤 和 哉	建設水道部長	宮 越 正 人
病院事務長	大 槻 祐 二	会計管理者	下 地 哲
監査委員事務局長	佐 藤 敏	農委事務局長	中 村 公 一
総 務 部 次 長	今 野 健 一	産業振興部次長	門 脇 芳 則
建設水道部次長	山 岸 英 一	教育部次長	山 田 一 志
総 務 課 長	今 野 健 一	総合政策課長	佐々木 栄 典
財 政 課 長	寺 尾 真太郎	税 務 課 長	阿 部 美 幸
防災交通課長	麻郷地 聡	福 祉 課 長	宮 本 栄 一
介護支援課長	竹 中 利 哉	町 民 課 長	青 柳 茂
保 健 課 長	小 湊 昌 博	老 健 事 務 長	川 畑 智 明
農 政 課 長	門 脇 芳 則	水産みどり課長	干 場 富 夫
商工観光課長	伊 藤 輝 幸	管 理 課 長	伊 藤 一 成
事 業 課 長	小 島 実	建 築 住 宅 課 長	山 岸 英 一

上下水道課長 外 石 昭 博 学 務 課 長 入 倉 伸 顕
生涯学習課長 山 田 一 志 図 書 館 長 千 葉 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 浦 山 吉 人 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

4番 木 嶋 悦 寛 5番 松 壽 孝 雄
6番 森 本 一 夫

◎議長挨拶

○議長（松原政勝君） おはようございます。

平成30年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私ともに何かと御多忙のところ御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は、明治元年から数え150年に当たることから、明治から平成の今日に至る日本及び日本人の歩みを改めて振り返る機会も多くなると思われ、私たちも明るい未来に向け新たな一步を踏み出したいと思いを深くするところであります。

そのような中、我が国の人口構造に目を向けますと、本年から18歳人口が一段と大きく減り始め、また、75歳以上の人口が65から74歳の人口を初めて上回るようになるなど、これまで言われ続けてきた少子高齢化が本格的に進んでいく実態が浮き彫りになってきております。

また、深刻な少子高齢化問題のみならず、日々移り変わる緊迫した国際情勢や依然として厳しい地方経済など、私たちを取り巻く国内外の環境は、予断を許さない状況にあります。

このような状況下にあって、私どもは、議会の機能を十分に発揮するとともに地方自治体を取り巻く環境の変化に対応できるよう、研さんを重ね、職務に邁進しなければなりません。

本定例会は、このような状況の中で、平成30年度当初予算、条例の制定や改廃など、町民生活に大きく関連がある案件について慎重に審議しなければならない重要な議会になります。

したがって、会期も本日から3月16日までという長い日程を予定しておりますが、議員各位の真摯な審議により適正かつ妥当な議決に至りますよう念願するものでございます。

3月に入りましたもののまだまだ寒さも残っております。

各位には、十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから平成30年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

2月26日及び3月1日に開催いたしました議会運営委員会で、第1回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第1回定例会に町側から提出されております案件は、全部で46件であります。

提出されました議案は、平成30年度各会計予算8件、平成29年度各会計補正予算8件、条例の制定が2件、条例の一部改正が15件、条例の廃止が1件、工事請負契約の締結が3件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、監査委員の選任が2件、公平委員の選任が1件、専決処分の報告が2件であります。

これら提出案件のうち、各会計当初予算の8件、条例の制定2件を除いては、委員会の付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

条例の制定2件については、福祉医療常任委員会、産業建設常任委員会にそれぞれ付託することとし、また、特別委員会に付託する平成30年度各会計予算については、全議員で構成する「平成30年度各会計予算審査特別委員会」を設置して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長には、議会運営委員会の先例に基づき沓澤議員、副委員長には森本議員を候補者として選任いたしました。

次に、会期及び議事日程であります。

第1回定例会の会期は、3月8日から3月16日まで9日間とし、初日には、町長及び教育長の行政執行方針の説明と、町長提出議案のうち先議の申し出があります平成29年度各会計補正予算8件と、別海町監査委員の選任2件、合わせて10件についての内容説明、質疑、討論・採決を行います。

二日目の3月9日には、町長提出議案の残りの34件について内容説明と質疑を行うことといたしました。

なお、介護関係の基準等に関する条例の一部改正の3件については、関連があることから一括議題とすることに決定いたしました。

また、専決処分の報告2件については報告のみであり、一括報告とすることといたしました。

翌週の3月12日には一般質問を行います。

次に、3月13日から15日までの三日間は休会とし、13日は議案調査及び議案審査のため各常任委員会を開きます。

14日、15日の二日間は、予算審査特別委員会を開催し、14日は一般会計の審査、15日は特別会計及び企業会計の審査を行い、その後、会計ごとに討論・採決を行うこととしています。

最終日の16日は、常任委員会に付託した議案の委員長報告、特別委員会に付託した議

案の採決、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論・採決を行うことと決定しました。

また、定例会終了後には、本年度退職の幹部職員の挨拶を行うこととしております。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村議員、外山議員、瀧川議員、小椋議員の4名で全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、効率的な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、委員会提出案件が1件であります。

内容は、「根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書」の提出についてであり、根室海峡海域における現在の状況に鑑み、産業建設常任委員会から提出されるもので、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長を初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、平成30年第1回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末の大変繁忙期でございまして、お忙しい中でございますけれども、全員の御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。

行政報告の前に、一言申し上げます。

先月開催されました「2018年平昌冬季オリンピック大会」におきまして、本町出身の郷里砂選手がスピードスケート女子500メートル、そして1,000メートルに日本代表として出場をされました。

2月18日に行われました500メートルのレースにつきましては、私と議長が町を代表いたしまして、約20名の地元応援団の方々とともに現地で応援をいたしました。

その結果につきましては、皆さん御承知のとおり初出場ながら500メートルで8位という入賞の好成績をおさめるという、大変見事な活躍をされたところでございます。

また、2度のレースにあわせまして、それぞれ町内の別海・西春、二つの会場で開催されましたパブリックビューイングでは、延べ760名の町民の方々が大声援を送りまして郷選手の活躍に沸いたところでございます。

郷選手は、オリンピックの後、中国で開催されておりました世界スプリントにも出場いたしまして、一昨日別海町に帰省され、昨日は私どもに表敬訪問をいただきました。

また、昨日の夜には、西公民館におきまして、やはり「平昌オリンピック報告会」が開催され、多くの町民の方々が祝福に駆けつけ、郷選手にねぎらいの言葉をかけられておりました。

この報告会につきましては、急な話でございまして、議員各位におかれましては、いろいろな事情により出席をしたかったけれどもできなかった、そういう方々もおられるかと思えます。

後援会長といたしましても、準備万端整えまして開催することができなかった、このことをおわびを申し上げます。

議員の皆様方には、郷選手の活動を支援していくための補正予算にも全員一致で決定をいただきました。

また、そういった背景をもとに町を挙げてこの支援、応援の気持ちを郷選手にお伝えをいたしました。

その結果、本人からは、町民がみんなそんなに私を応援してくれてるんですね、という驚きの声とともに、大変感謝している、というお話がございました。

このことも、議員の皆さんにも御報告を申し上げます。

このたびの郷里砂選手の活躍は、私たち町民に大きな夢と、そして感動を与え、別海町の名を広くアピールしていただくことになりました。

心から感謝をするとともに今後の活躍にも御期待をしているところでございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、産業の動向についてでございます。

酪農・畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産は、昨年1月から12月までで47万5,800トン、対前年比でほぼ同じ100%でございます。生産額で言いますと、472億6,000万円、対前年比102.4%ということになっております。

乳量につきましては、7月までは前年割れが続いておりましたけれども、8月以降回復の兆しが見え、前年と同程度まで、現在回復しているところでございます。

乳代は、乳価上昇等によりまして、前年を2.4%、金額に換算しますと11億2,000万円上回っているところでございます。

生乳生産農家戸数は、本年2月1日現在、昨年と比較しまして17戸が離脱しております。

内訳は、後継者問題、これが9戸。そして、経営の将来不安が5戸。また、病気事故等

によります離農が3戸となっております。

一方、昨年2戸が新規就農をしているところです。

その関係で、現在農家戸数は663戸となっております。

町内農協の組勘収支状況につきましては、預かりが576件、金額にして26億4,000万円。

貸し越しが89件、3億200万円となっております。

乳価上昇及び個体価格が引き続き高値安定により、よい状況が続いております。

次に、水産業の状況でございます。

本年1月から2月末までの2カ月間の水揚げ状況は、漁獲量で対前年比137%、数量といたしまして9,528トン、金額では119%の25億4,800万円。

昨年を大きく上回る状況となっております。

これは、昨年12月から操業開始となりました冬季のホタテ漁において、価格変動によって若干下がっていることがありますけれども、漁場での貝の生存率が高いことから、数量、金額ともに前年同期を上回る順調な水揚げが続いていることによるものでございます。

ホタテ漁期は、5月末までを予定されておりますけれども、今後も引き続き漁模様に期待をしているところでございます。

次に、エゾシカ駆除の状況でございますが、昨年、春と秋に実施しました銃器による駆除につきましては、一昨年を257頭上回ります、総数で2,164頭を駆除したほか、昨年12月から始まっております野付半島とそれから走古丹地区の囲い罠。これによります生体捕獲数は、2月末現在で昨年同期を134頭上回らして、総数で672頭となっております。

なお、両地区での生体捕獲につきましては、今後3月末まで予定しております。

次に、商工業と観光についてでございます。

本年度の観光客の入り込み数でございますけれども、1月末現在で29万6,000人、対前年比で107%となっております。

これは、年間を通しまして比較的天候に恵まれたことで、野付半島や道の駅、別海町ふれあいキャンプ広場など、観光関連施設への来場者が前年を上回っていたこと、及び各種イベントの来場者も良好だったことが要因であるというふうに考えております。

商工業につきましては、1月末現在の主な事業の実施状況として、町内建築業者の受注機会を確保をすることを目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」、これが49件。

商店街の活性化を目的といたしました「にぎわい商店街創造事業」、これが12件と前年度と同程度の申請状況となっております。

また、新たな開業支援または経営拡大助成等を目的といたしました「起業家支援事業」、この申請件数は7件でございます、前年度を2件ほど上回っている状況でございます。

次に、除雪の実施状況についてでございます。

この冬の除雪量は、平年並みというふうにはなっておりますけれども、昨シーズンと比較すると降雪回数及び降雪量ともに少なくなっております、これまでの全除雪車両の出動回数は5回にとどまっております。

昨年の同時期と比べ、回数としては3回ほど少ない状況であり、委託料は4,700万円ほど少ない、額にしまして1億1,200万円の実績となっております。

今後も気持ちを緩めることなく、町民の安全確保のために万全を期してまいりたいと考えております。

次に、町民の方々が大変心配しておられました町立別海病院の医師の状況に関しまして、ことし1月から不在となっております小児科医師についてでございます。

別海病院の小児科医として、現在北海道立子ども総合医療・療育センター、この愛称「コドモックル」と言いますけれども、ここで循環器病センターのセンター長をしておられます横澤正人先生が、5月から町立病院に勤務をしていただけることになりました。

横澤先生は、札幌医科大学を卒業し、小児循環器専門医として活躍をされております。

この間、町民の皆様には、大変な御心配や御迷惑をおかけいたしましたけれども、幸いにも小児科医の着任の見通しが立ったことで、リスクのない妊婦さんに限定はされますけれども、分娩も再開できることとなります。

これからも引き続き地域医療体制の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

平成30年度の移転訓練についてでございますけれども、防衛省が1月26日に訓練計画を公表いたしました。

矢白別演習場での訓練につきましては、平成30年7月下旬から8月下旬までの実施予定となっております。

訓練の具体的な日程等につきましては、今後日米間において調整を行い決定されることとなりますけれども、公表があり次第、内容について住民の皆様にお知らせいたしたいと思っております。

なお、平成30年度に訓練が実施される演習場は、矢白別のほかに、東富士・北富士・王城寺原の各演習場が予定をされております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 平成30年度行政執行方針

○議長（松原政勝君） 日程第6 平成30年度行政執行方針について説明があります。
町長。

○町長（曾根興三君） 平成30年度を迎えるに当たり、町政執行に対する所信を申しあげます。

行政運営の総合的な指針である別海町総合計画は、平成30年度が第6次計画の最終年度となります。

現計画の達成状況等につきましては、既に項目ごとの暫定評価に取りかかっており、残された課題などを整理しながら、第7次別海町総合計画の策定に結果が反映できますように準備を進めているところでございます。

昨年末には、町民の方々を対象といたしましたアンケート調査も実施しましたが、町民の皆様の声をしっかり聞きながら、経済・福祉・教育、これを充実し、安心して暮らせるふるさと、これをつくり上げることができるよう計画の策定を進めるとともに、第6次計画の最終年度にあたり、町が抱える行政課題の解決とさらなる行政運営の充実を目指して行政執行に取り組んでまいります。

主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、活力ある産業のまちづくりで、農業の振興策についてでございます。

現在の酪農・畜産情勢は、乳価上昇や個体価格の高値安定により農家経済は非常に好調な状況が続いております。

この機を生かし、各農家における経営基盤の安定を図るため各種補助事業を活用し、農地の維持保全対策事業や基盤整備事業など、酪農・畜産の生産基盤強化、これを図ってまいります。

農業の担い手確保対策につきましては、引き続き町や関係団体と構成しております「別海町地域担い手育成総合支援協議会」、これを中心として、新規就農希望者に加えて、酪農関連産業の担い手についても積極的に確保するよう取り組みを行うとともに、引き続き新規就農者への手厚い支援を継続してまいります。

次に、森林環境の保全でございます。

水源の涵養や災害の防止、地球環境の保全といった森林の有する多面的な機能が十分に発揮されますように、町の基幹産業に深い影響を及ぼす防風林や河畔林について、除間伐や造林作業などによる適切な整備を行いまして、循環型の1次産業の構築に努めてまいります。

また、私有林の整備が円滑に進みますように支援制度などの情報を広く発信してまいります。

次に、水産業の振興について。

近年、秋サケを初めとする主要魚種の生産量減少に加え、台風や高潮などの自然災害により漁業経営の悪化が懸念されていることがあり、新たに、就業意欲の向上と、それから漁業後継者の育成・確保を目的としまして、漁業者を志す者が入所します北海道漁業研修所、これへの入所費用の一部を支援し、漁業担い手の確保を図ってまいります。

水産基盤の整備につきましては、尾岱沼衛生管理型漁港整備を引き続き支援するとともに、風蓮湖物揚場建設工事を完了し、衛生管理と漁業生産活動の効率化を図ってまいります。

また、ニシン・ウニの両種苗生産センターにつきましては、施設・設備が老朽化してまいりました。

これに対応する計画的な整備を進め、健康な種苗の生産と安定供給を図ることをいたしたいと思っております。

次に、観光振興についてでございますけれども、近隣自治体との広域連携を一層推進し、管内が一体となった観光PR及び教育旅行や大学ゼミ誘致など、これらによる交流人口の増加を目指してまいります。

また、町内各団体や事業者と連携をいたしまして、産業、食、自然景観、野鳥、これらの地域資源を活用して、体験型の観光の強化についても努めてまいりたいと考えております。

中小企業支援対策につきましては、中小企業融資や創業支援、地元企業の受注機会の確保、商店街の活性化、さらには担い手育成など、経営基盤安定のための中小企業振興策を引き続き実施してまいります。

また、人口減や少子高齢化などの社会的不安により経済が停滞している当地域の現状等を考慮しまして、中小企業利子補給金、これらの特例による増額を平成34年まで延長してまいりたいと考えております。

今後も中小企業の経営安定と基盤強化のために、関係機関と連携しながら金融の円滑化を図ってまいります。

次に、自然と共生するまちづくりについてでございますけれども、ごみ処理につきましては、町民・事業者・行政が一体となり、リサイクル率30%、これを確かなものにするために、積極的に分別ルールの啓発活動に取り組み、一層のごみ減量化を図ってまいります。

野生鳥獣適正管理の推進につきましては、エゾシカによる農林業等の被害防止対策として、町内全域を対象とした銃器による駆除を春と秋に実施するほか、エゾシカの越冬地となっております野付半島や走古丹地区において、さらに囲い罠による生体捕獲を継続して実施し、被害の防止に努めてまいります。

また、公園の整備につきましては、町民が安心して利用できるよう、安全点検や補修・更新を計画的に行いまして、憩える場の確保に努めてまいります。

また、町民が実のなる木と触れ合い、木に親しみながら、秋には収穫する喜びを感じられる環境づくり、さらに進めて、自然への興味や関心から子供たちにとって学習機会の提供につながるような公園づくりを進めてまいります。

次に、健やかに暮らせる福祉のまちについてでございます。

町民が、健康で心豊かに生き生きと暮らしていくことができるよう、健康づくりに関する意識を高めるとともに、健康維持に関する取り組みとして、疾病の早期発見や重症化予防を目的としました総合健診・がん健診等、各種検診の勧奨や、町民一人一人に合わせた総合的な健康や栄養の相談を積極的に取り組んでいきたいと思っております。

子育て支援の充実につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、乳児家庭全戸訪問事業や子育て支援拠点事業など、9つの地域子ども・子育て支援事業を行うとともに、経済的負担を軽減するために、子ども医療費助成や認定こども園利用者負担助成事業のほか、健やかな育ちを町民全員で支援する出産祝金贈呈事業など、これらは引き続いて実施してまいります。

また、保育園につきましては、町の責務として待機児童を出さないこと、これを最優先として地域の実情に即した運営を図り、共働き世帯をしっかりと応援をしてまいります。

さらに、本年度から、不妊治療助成のほか不妊症に対して助成を開始し、妊娠から出産、育児と切れ目のない支援に取り組んでまいります。

次に、障がい者施策でございますけれども、障がいにかかわる総合的な計画である第3期障がい者計画の基本理念「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」、これらの実現を目指し、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に基づいた施策を続けて進めてまいります。

また、本町独自の取り組みとして行っております無料バス利用券交付事業を初め、障がい福祉サービスに関する各事業を引き続き実施してまいります。

高齢者の施策につきましては、高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てるように、つながりのある地域社会の構築を基本理念とした、高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画、これに基づいて施策を進めてまいります。

また、高齢者一人一人が生活実態に即した介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの提供体制の確保に努めてまいります。

課題となっております介護職員不足、これにつきましては、介護職員初任者研修の開催及び受講者に対する支援など、介護事業所と連携して職員の確保に努め、さらに本年度から、給付型奨学金の受給対象者に介護福祉士養成機関に在学する者を加えまして人材の確保を図ってまいります。

国民皆保険の最後のとりでであります国民健康保険は、安定的な運営や財政基盤強化を目的として、本年度から、北海道が財政運営主体となり町との共同運営という形になります。

町は、資格管理を初めとする窓口業務や、保険給付、国民健康保険税率の決定及び賦課・徴収等を引き続き担うことから、きめ細やかな保険事業の実施や保険税徴収の向上に取り組み、安定的な運営を続けてまいります。

地域医療を取り巻く環境につきましては、医師不足など依然厳しい状況が続いております。

引き続きまして、医療機関相互の役割分担と連携の強化に努めてまいります。町立病院は、広大な面積を有する別海町における唯一の病院であることから、地域の福祉関係施設と独自のネットワークを構築し、地域完結型医療の構築にも取り組んでまいります。

医療従事者の確保につきましては、医師確保推進機関等との連携や医師の派遣をいただいております札幌医科大学との関係をさらに強化をし、奨学資金制度の活用などとあわせて安定的な医療人材確保に努め、町民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、求められている医療と高度医療の提供及び予防医療の推進を図ってまいります。

次は、人を育てる学びの町についてでございます。

生涯学習の振興について、全町民が生涯を通じて積極的に学び、その学習成果を人づくり・まちづくりに生かしていける生涯学習社会の実現に向けて、学習活動の環境づくりを推進します。

学校教育に関しましては、「地域の子どもたちは、地域で育てる」、この意識のもと、地域の特色を生かした魅力ある教育を推進する、別海型コミュニティ・スクールを全学区で推進いたします。

また、地元別海高校の普通科3間口の確保を図るために、新たに行う寄宿施設への支援を初めとした各種支援を継続してまいります。

青少年の健全育成については、風土・文化等の違いを学び、見聞を広げる大切な機会として、友好都市であります枚方市と中学生が相互訪問します「ふれあいの翼交流事業」、これも引き続き実施してまいります。

なお、教育行政の中身に関しましては、教育長から教育行政執行方針において詳しく説明があります。

次に、快適で安全なまちづくりについてでございます。

生涯学習センター建設に向けて取り組んできました「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」、これは、平成29年度で計画作業が終了しまして、平成30年度には具体的な施設建設のための実施設計に入ります。

これまで多くの町民の皆様の意見を聴きながら策定してまいりました計画を基に、別海町らしい魅力あふれる施設設計を行ってまいります。

住宅施策につきましては、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づきまして本町内の状況を把握しながら、関連計画を整備するとともに良質な住宅ストックの形成に取り組んでまいります。

道路事業につきましては、国土交通省、防衛省及び農林水産省などの各種補助事業の積極的な活用と、加えて町単独事業による計画的な整備を進めてまいります。

また、上水道及び下水道につきましても、国の補助事業等を有効に活用し、耐震化や長寿命化の施設整備を計画的に実施するとともに、下水道区域外の合併処理浄化槽の普及促

進もあわせて図ってまいります。

次に、テレワーク推進事業でございますけれども、移住・定住を促進します「ほりり協議会」、これが取り組んでおります移住や起業につながる地域活性化策を継続支援し、協議会と町が共同で取り組みを進めてまいります。

町民生活の向上と地域の活性化を目的とした長距離高速無線網によりますインターネット通信サービス、これは通信の大容量化によりまして通信環境改善のニーズが高まっておりますことから、民間企業が提供するサービスの内容などとも比較をし、今後の整備方針を検討していかなければならないと思っております。

次に、防災対策でございます。

防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すため、自主防災組織などと連携をしまして避難訓練や講習会を実施して、災害時の被災を最小化ができるよう町民意識の高揚を図ってまいります。

また、在宅で暮らします高齢者や障がい者の方々への支援を目的としました災害時避難行動要支援者支援制度、これの充実に努めてまいります。

次に、法律の改正によりまして、現在使用中のアナログの防災行政無線は、平成34年度までに新たな機器の整備が必要となります。

整備方法の検討にあわせて、登・下校途中の児童・生徒など、情報入手の手段を持たない、そういった町民に対しまして、Jアラートなどの緊急情報伝達手段についても検討してまいります。

次に、参画と協働でつくるまちづくりについてでございます。

自治基本条例や協働の指針を基本として、町民参加や情報開示に取り組んでおりますけれども、さらに開かれたまちづくりを目指し、実施手法の充実に図りながら、町民の意見を行政に反映できるように議会とともに取り組んでまいります。

また、個人や団体からいただいております、ふるさと納税でございますけれども、別海町をさらに愛し、応援していただけるよう事業内容の拡充と周知に努めてまいります。

次に、高齢者の方や認知症及び障がい等による判断能力が十分でない方の権利を守り、住みなれた地域で安心して生活できるよう、行政・受託機関、そして関係する組織が連携をとりました成年後見制度、これを活用し、権利擁護に努めてまいります。

また、障がいのある方に対するあらゆる差別をなくし、その活動や社会参加を制約する障壁を取り除くため、障がいに関する理解促進の研修や啓発事業に取り組んでまいります。

平和条約の締結に向けました「北方領土における共同経済活動」は、国の指導により、隣接地域等とも連携しながら対応を進めています。

本町もこの共同経済活動に積極的に関与するとともに、国及び道と連携して、領土返還運動や元島民による特別墓参、自由訪問実施などの北方領土対策を推進してまいります。

次に、職員研修についてでございますけれども、職務遂行に必要な実務能力を初め、政策形成や創造的能力などの向上を目的といたしました職場外研修に加え、職員の自主性及び一業務にこだわらない多面的な能力の向上を図ってまいります。

そのためにも、職員自身が企画し立案する研修制度を取り入れ、行政課題の解決とよりよい地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。

次に、地方交付税の減額交付が続く中、少子高齢化対策等の社会保障関連経費の増加や公共施設の改築・改修に多額の財政負担が見込まれているなど、本町の財政状況はこれまで以上に厳しさを増すものと予想をしております。

そのために、第7次別海町総合計画の実施に向け、真に必要な事業の選択を行うべく、将来を見据えた安定的かつ健全な財政基盤の確立を目指し、「中長期財政計画」の策定準備を進めることといたします。

また、個別事業や施設内の整備計画及び運営状況を諸表にあらわすなど、「見える化」、これに向けた取り組みを順次開始するとともに、平成31年10月からの消費税、これは10%に引き上げるのにあわせて、使用料などの公共料金について、受益者負担の原則に基づき見直しの検討も取り組んでいかなきゃならないと考えております。

結びとなりますけれども、進行する少子高齢化は、町の人口減少はもとより、労働人口を減少させ、地域の産業や財政運営に大きな影響を及ぼすことは明らかでございます。

そのような中で、住民と協働して子育て世代をしっかりと支え、健やかにして充実した老後を過ごすための枠組みを整備することとあわせて、「次代を担う人づくり」、これをいかに果たしていくかが今の私たちに求められております。

新たな町の指標となります「第7次別海町総合計画」を創造する1年の始まりに向けて、これまで本町の礎を築いてこられました、先人たちの高い志と強い意志を引き継ぎ、町民の皆様の声をお聴き、皆様と心をついに、皆様の気持ちを第一に考え、その先頭に立って町政運営に当たってまいります。

町議会議員及び町民の皆様には、平成30年度の町政運営に対する御理解と御協力を心からお願いを申し上げまして、行政執行方針といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） ここで会議を10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 平成30年度教育行政執行方針

○議長（松原政勝君） 日程第7 平成30年度別海町教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは、平成30年度の教育行政執行に関する主要な方針を申し上げます。

本町の将来を担う子供たちにとって、「今後、変化が激しく予測困難な時代」の中、「確かな学力」はもとより、「健やかな体」「豊かな心」を身につけ、「生き抜く力」を育むことが喫緊の課題となっております。

また、本町の「学びの木」にあるように、「生涯学習」の観点から、全町民が、学び続け、豊かな心を育み、実りある生活を送り、本町の発展につなげることが大切であり、そのためには充実した教育環境をつくる必要があります。

別海町教育委員会は、平成27年度に改定された教育委員会制度のもと、本町教育の執行機関として責任を担い、総合教育会議等を通じて町行政と情報共有・連携を図りながら、全町民のために教育行政を推進しています。

そのような中、今年2月に開催された「2018年平昌オリンピック大会」では、本町出身の郷里里砂選手がスピードスケート女子500メートル、1,000メートルに日本

代表として出場し、500メートルにおいて8位入賞の成績をおさめ、見事な活躍をしたことは皆さんの記憶に新しいことと思います。

このほかにも、中春別小学校・中春別中学校の「第39回全日本リコーダーコンテスト」の出場を初め、多くの学校や団体が「地区大会や全国・全道大会」へ出場し、別海町の名を広めるとともに別海町で「生き抜いている」強い姿を見せてくれました。

また、本町の教育研究団体や各学校における研修の充実、そして本町独自の生き抜く力向上策定プロジェクト事業による教師力向上の取り組みなどが、文部科学大臣優秀教員表彰の選出に代表されるように、着実に教員の人材育成につながっており、教師力のある教員が本町の学校教育の推進を担っていることを実感しています。

このことは、町全体で取り組んできた学校教育、生涯学習、生涯スポーツ及び地域文化の振興の積み重ねにより育まれてきたものと確信しています。

今後も、これまでの教育にかけた先人の精神を引き継ぎ、「夢と希望にあふれ、輝きに満ちた、ふるさとを切り拓く町民を育む」を教育の基本理念に、「生き抜く力」を身につけ将来を担う子供たち、そして「生涯教育」の視点のもと全町民のために教育行政を執行してまいります。

第1は、生涯学習の振興についてであります。

町民が、心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するためには、町民一人一人が「学びの木」に示す成長の発達課題を達成し、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かして地域づくりを進めていくことが重要です。

学習の成果を人づくり・まちづくりに生かす生涯学習社会の実現のため、町民の学習活動を支援し、生涯学習推進の実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」等、町内のあらゆる組織を有効に活用しながら、学習成果が地域の発展に生かされる環境づくりを推進します。

本町の生涯学習の拠点であり、人づくり・まちづくりの中核となる仮称「生涯学習センター」については、完成後の施設の運用や事業の具体化について検討を進めます。

次代の担い手である子供たちが、生涯学習の実践者としてみずから学び、健やかに成長することはもとより、「予測困難な変化の激しい時代」を夢と希望を持って「生き抜く力」を育むためには、学校・家庭及び地域が一層連携・協力していく必要があります。

このような社会動向を踏まえ、本町では、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、地域住民が学校運営や必要な支援を協議する「学校運営協議会」を設置する制度である「コミュニティ・スクール」の導入を町内全ての学校区で推進します。

事業は、導入に向けて2年間の試行期間を設けていますが、その中で、上春別学校区では2年間の試行期間を終えて、今年度から「地域ぐるみ、地域の力で、地域の特色を活かした魅力ある保育・教育」を推進する別海型コミュニティ・スクールを本格導入します。

平成29年度から野付・中西別・上西春別地区が試行地区となり、今年度から新たに上風連・中央・中春別・西春別学校区を試行地区とし、全ての学校区8区で別海型コミュニティ・スクールについての調査研究を進めます。

また、これからの地域づくりを担う若者の健全育成において、地域に根ざした高等学校教育の継続を目指して、北海道別海高等学校の入学者や保護者を支援するために、今年度から新たに寄宿施設へ支援を実施するとともに、部活動支援、バス通学の全額補助、農業特別専攻科・酪農経営科の海外視察研修助成等の各種支援を継続することで、普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図り、魅力ある学校づくりを支えます。

選挙年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、将来の社会の形成者としての資質を高めるため、子供たち自身が自分の住む地域や自治体について興味や関心を持ち、町政への参画の第一歩となる機会として、「(仮称)別海子ども未来議会」の実施に向けて取り組みを進めてまいります。

第2は、学校教育の充実についてであります。

本町の小・中学校における学力の向上については、「全国学力学習状況調査」において、小学校が全国平均よりやや低く、中学校が全国平均と同程度という結果となり、とりわけ算数・数学における知識・技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力の低下が懸念されます。

本町の独自事業であり、昨年度から2期目に入った「生き抜く力向上策定プロジェクト事業」において、「別海町学校教育総合実践ビジョン」に基づく「生き抜く力」の「学びの土台」となる力を伸長するために、魅力ある学校図書館づくり、多読の取り組み等の読書活動の推進や教育に新聞を活用するNIE活動を積極的に進めます。

また、「生き抜く力向上策定プロジェクト事業」の一環である本年度の「別海町子ども会議」で、各校の児童・生徒自身が推薦する本を紹介し、それをお互いに競い合う「ビブリオバトル」を実施し、「別海町の子供たちが選んだ本50選」をポスターにし、子供たちの読書活動を推進していきます。

体力・生活力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、体の柔軟性や跳躍力を測定する種目の結果が過去3年間において全国平均を下回っています。

また、肥満傾向のある子供の出現率が全国、全道より高く、偏食や少食、孤食など、本町の子供たちの食環境には依然として課題が見られます。

そのため、本年度も4回目となる「孫わ(は)やさしい」レシピコンテストに取り組み、食事の仕方や内容について子供たちが主体となって話し合う機会や場を設け、地産地消の視点も加えた食育指導の充実を一層図ります。

さらに、毎年国で実施している「新体力テスト」の結果データを活用するとともに、全校縄跳びや町内の各地域の特色を生かしたスポーツを推奨し、基礎体力の向上を推進します。

教師力の向上については、本年度も「別海の子どもは、私たちが育てる」を合言葉に、教育先進地である秋田県横手市の視察研修を生かした授業や、学校教育の基準となる学習指導要領の次期改定で柱となる、「主体的・対話的で深い学び」に代表されるアクティブ・ラーニングを視野に入れた言語活動の充実など、研修内容を工夫しながら「別海型の授業スタイル」を構築し、全教員が授業改善に取り組みます。

生徒指導の充実については、子供理解支援ツール「ほっと2017」や「Q-U」などを活用し、子供の心理面を把握する調査を行うなど、よりよい人間関係づくりが実現できるよう指導します。

また、不登校傾向にある子供の対応については、子供たちが登校しやすい学校となるよう、居心地よい環境づくりに努めます。

さらに、未然防止として、学校が学期ごとに実施している不登校調査を活用し、スクールソーシャルワーカー、保健センターの臨床心理士、ふれあいる一むの指導員などとの連携により、教育相談の充実を図りながら積極的な登校支援を行います。

特別支援教育の推進については、教育支援委員会で策定した「別海町サポート計画表」を効果的に活用するとともに、合理的配慮や発達検査の理解等の研修を通して、子供一人

一人に応じた必要な支援、適切な指導が保障される教育環境の充実を図ります。

また、町の教育支援委員会を中心に、保育園・幼稚園、小・中学校の日常観察の実施や、保健センター臨床心理士と連携した小学校就学前の5歳児の教育相談など、必要な支援及び適切な指導の一層の充実に努めます。

あわせて、日常観察を行う上で、子供たちの状況を的確に把握するための研修にも取り組みます。

幼児教育の充実については、本年度から実施される幼稚園教育要領の中で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿」を達成するために、これからも教育環境の整備に努めます。

幼児教育と義務教育の連携については、「生活する力・学ぶ力・かかわる力」の育成に重点を置いた幼児教育と義務教育をつなぐ「別海版接続カリキュラム」を一層活用しながら、就学段階における滑らかな学びの連携を図ります。

施設の整備については、完了年度となる上西春別中学校の校舎改築のほか、安全・安心な給食を提供する学校給食センターの平成32年度の運用開始に向けた工事に着手いたします。

第3は、社会教育の推進についてであります。

地域住民の一番身近な学びの拠点である公民館では、各世代の学習ニーズの把握に努め、多彩で特色ある学習機会の提供を図るとともに、学習を通じた地域づくりの拠点として、公民館に集う人と人とのつながりを大切にしながら地域コミュニティの形成を目指します。

町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」では、多くの学生が生き生きと学び、みずからの教養に磨きをかける姿が見られます。

さらに、魅力ある大学の運営を目指して学習意欲を高めるカリキュラムを構築するとともに、みずからの経験や知恵を異世代へ伝える交流の機会を充実させます。

乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）では、若い母親たちが安心して子育てできるよう、学び合いの機会を提供するとともに、子供たちの生きる力の基礎となる、親子の触れ合いや自然との触れ合いを大切に内容の充実を図ります。

青少年を対象とした「アドベンチャースクール」など、さまざまな体験的学習活動を展開し、子供たちの社会性や自主性を育む活動を推進します。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、町民の多様な学習を支援する情報の拠点として、町民のニーズや地域課題に対応するさまざまな情報提供を行い、また、「絵本の福袋」など、新たな企画や展示の実施によりさらなる利用促進を目指します。

また、車両更新した移動図書館車は、本の積載量の増加と種類の充実により利用者の増加が見込まれることから、引き続き町内45カ所のステーションで貸し出しを行い、誰もが主体的に学ぶことのできる機会を提供します。

さらに、昨年度新たに開館した上西春別中学校地域開放型図書室の運営や、道指定の学校図書館活用促進事業を実施する中西別小学校への協力、町内読み聞かせサークルとの連携を行うなど、各学校や地域と協議を行いながら町の読書活動を推進します。

また、町民みずからの経験や知恵等を学校での授業に生かし、学校をサポートする「学校応援ボランティア」事業を学校と地域の連携により推進します。

「第3次社会教育中期振興計画」は、10年目を迎えることから、後期アクションプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践に積極的に取り組むとともに第4次計画策定に向けた評価を行います。

第4は、青少年の健全育成についてであります。

町が独自に取り組む「メディアコントロールシート」を活用し、子供が主体的にメディアとの付き合い方を考える機会を通して、基本的な生活習慣の定着と情報モラルの徹底を図ります。

また、情報端末機器やSNSの利用を午後10時にはやめる「スイッチOFF22」の取り組みを継続し、本町の生涯学習研究所が行った調査を活用するなど、「情報モラル教育」の一層の向上を図ります。

いじめ未然防止については、「別海町子どものいじめ防止に関する基本方針」に基づき、道教委で年3回実施している「いじめアンケート調査」等を活用し、いじめの早期発見と積極的認知に努め、学校全体での早期対応を行います。

また、子供一人一人がお互いに思いやる雰囲気づくりが何よりも大切です。

各教科等の授業において、子供がお互いの気持ちを積極的に伝え合う話し合い活動を実践するとともに、豊かな心の育成を目指し、今後教科化となる道徳の授業を充実させます。

友好都市の枚方市と隔年で中学生の相互訪問を行う「ふれあいの翼交流」は、平成5年度から継続して実施している事業で、今年度は本町に15名の生徒を迎えます。

多感な思春期の子供たちにとって、風土、文化、歴史の違いを同世代との触れ合いや体験により学び、見聞を広げる大切な機会となっていますので、引き続き事業を推進してまいります。

第5は、芸術・文化の振興についてであります。

公民館や郷土資料館が中心となって、学ぶ機会や芸術文化に触れる機会を提供するとともに、活発な活動を展開する別海町文化連盟の各団体や自主的な活動を行うサークルと一層の連携を図り、多くの町民が積極的に参加・創造できる環境づくりを推進します。

史跡「旧奥行臼駅通所」は、保存管理計画に基づく3年間の保存修理工事が本年度で終了することから、平成31年度からの一般開放に向け準備を進めます。

また、北海道の天然記念物に指定されているヤチカンバ群落地を恒久的に保護するため、植物の専門家による検討委員会を設置し保護対策に努めていますが、今後は国の天然記念物指定に向けた調査・研究を進めます。

郷土資料館では、町の歴史・文化や自然にかかわる資料の収集、整理・保管、調査・研究を進め、展示物の充実に努めます。

また、町の歴史や自然を学ぶ機会として「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」を実施するとともに、農業の変遷を立体的に表すジオラマ等を積極的に活用した「出前移動展」などの教育普及活動を展開していきます。

第6は、スポーツの振興についてであります。

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、健康の維持・増進と町内外におけるスポーツ交流が進められるよう、地域の特性を生かした四季折々のスポーツを推進します。

さらに、いつでも誰でも気軽にできるスポーツの普及に努め、関係団体とも連携を深めながら「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

スポーツ施設の整備については、外部改修工事を終えた町民体育館の内部改修工事を実施します。

今後も老朽化が進む各施設を計画的に補修し、施設機能の維持に努めます。

道東地区唯一の公認フルマラソンコースで開催する「別海町パイロットマラソン大会」

は、多くのボランティアの方々に支えられ、本町を代表するスポーツイベントへと成長し、本年度は第40回の記念大会となります。

地域全体が協働・参加するマラソン大会として、スポーツ交流による人づくりとまちづくりを目指すとともに、道内外から多くのランナーの参加が得られるよう充実に努め、引き続き町の魅力を発信します。

また、国内外のスポーツ界で活躍した選手を講師とする競技力向上セミナー等の実施に向けた活動を展開し、地域におけるスポーツ競技の振興を図ってまいります。

以上、平成30年度教育行政執行に係る方針の実現に当たっては、協働のまちづくり精神のもと、全町民の理解と協力の上、町総がかりで実施していくことが大切です。

別海町教育委員会として、将来を担う子供たちのために、みずからの力で明るい未来を開いていくことができるよう、学校、家庭及び地域と密接な連携を図り学校教育を進めるとともに、全町民が生涯にわたって学び続けることができるよう、本町の教育振興発展に取り組んでまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 以上で、教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第8 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

まず、議案第2号から議案第9号までの8件は平成30年度各会計予算です。

一般会計では185億5,000万円、特別会計・企業会計を合わせた全会計の総額で280億6,800万円となります。

前年度比で5.8%の増となっています。

議案第10号から議案第17号までの8件は平成29年度各会計補正予算です。

主な内容といたしましては、畜産担い手総合整備型再編整備事業及び国の補正予算に対応した小・中学校煙突改修工事で増額となりますが、多くが執行額の確定などによる減額によって一般会計で4億4,780万円の減額を行うほか、後期高齢者医療特別会計で増額とし、その他の特別会計・企業会計では執行額の確定などにより減額補正を行うものです。

議案第18号は、別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてです。

介護保険法の改正により、平成30年度から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に譲渡されることに伴い、居宅介護支援事業の運営等に関する基準を定める条例を新たに制定するものです。

議案第19号の別海町生乳流通安定対策事業受益者負担金徴収条例の制定は、生乳搬出経路を維持・確保するための路面整備及び除雪事業の実施に要する受益者からの費用の徴収について、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第20号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正は、地方自治法の改正に伴い監査体制が見直され、監査委員に常設または臨時の監査専門員を置くことができるとされたことに伴い、監査専門員に対する報酬について定めるものであります。

議案第21号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準じて、再度の育児休業を取得することができる特別の事情にかかわる規定について所要の改正を行うものです。

議案第22号別海町総合計画策定審議会条例の一部改正は、審議会に設けております専門部会の名称の変更を行うものです。

議案第23号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正は、乳児教育無償化に向けた取り組みとして、利用者負担に関する国の基準額改正によって1号認定第3階層区分の基準額を改正するものでございます。

議案第24号別海町介護保険条例の一部改正は、介護保険法施行規則等の改正に伴い、平成30年度から平成32年度における介護保険の保険料率及び保険料の減免に関する所得指標の見直しのほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第25号、議案第26号及び議案第27号の3件については、いずれも国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改定されたことから、本町の条例についても所要の改正を行うものでございます。

議案第28号別海町国民健康保険条例の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法の改正に伴い国民健康保険運営協議会に関する規定の改正、及び北海道国民健康保険運営方針において全道で統一されることとなった葬祭費の支給額について改正を行うものです。

議案第29号別海町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から始まる国保新制度において、保険給付に要する費用は北海道からの交付金により賄われることとなり、町として保険給付費の増加に備えた準備金の積み立ては不要となることから、基金設置の目的及び処分の規定について改めるものでございます。

次に、議案第30号別海町後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国民健康保険の被保険者で居住地特例の適用を受けているものが後期高齢者医療制度に加入する場合は、住所地特例の適用を引き継いで従前の住所地の被保険者となることとされたため所要の改正を行うものです。

議案第31号別海町老人保健施設設置条例の一部改正は、多様化するニーズに対応するため平成30年4月から短時間リハビリテーションを実施するに当たり、現在の通所定員に短時間リハビリテーションの定員5人を加え、通所定員を1日25人とするものでございます。

議案第32号及び議案第33号の一部改正は、土地改良法等の改正に伴い国営事業の負担金徴収にかかわる利率を農林水産大臣の定める率に改めるほか、土地改良法等を運用している条項に変更が生じたため所要の改正を行うものです。

次に、議案第34号別海町集落排水施設設置条例の一部改正は、平成28年度に実施した農業集落排水施設の調査診断業務の結果において、西春別地区の計画処理対象人口が当初計画時と比較し約3割の減少となったことから、西春別農業集落排水施設の計画人口を改めるものであります。

議案第35号は、別海町農業機械の設置及び管理条例の廃止についてです。

農業機械については、高齢化等による農家の労働過重の軽減と効率的な農作業の確保を目的に導入し、農業の安定的発展に重要な役割を果たしてきましたが、導入から相当な期間が経過し老朽化も進んでいることから、管理運営の委託先であります農業協同組合に譲渡することによって、今後、農業協同組合が主体となり計画的な更新等をする効率的な運営を可能とするため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第36号・第37号・第38号は、工事請負契約の締結についてです。

3月2日に入札を行った工事のうち予定価格が1件5,000万円を超えるものについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの3辺地について、事業の追加や事業費の増加に対応するため総合整備計画を変更するものです。

議案第40号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）については、尾岱沼漁港改修工事の公有水面埋め立てに伴い新たに生じた土地を地方自治法の規定により確認し、同法の規定により町の区域に編入するため議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号町道の路線認定及び廃止については、事業の実施等に伴い7路線を新たに認定し、1路線を廃止するものです。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

平成30年6月30日付で1名の方が任期満了となることから、再任することとし、法務大臣への推薦をするため議会の意見を求めるものでございます。

同意第1号及び同意第2号は、別海町監査委員の選任についてです。

今月任期満了を迎えるお二人の委員のうち、お一人から任期満了をもって勇退したいとの申し出がありましたので新たな委員の選任をいたしたいと、また、もう一方につきましては再任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同意第3号根室町村等公平委員会委員の選任については、平成30年3月31日付で1名の方が任期満了となるため再任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、報告第3号及び報告第4号の専決処分等の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものでございます。

以上で提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

どうぞ御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君）以上で提出案件の概要についての説明を終わりました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第9 議案第10号から日程第18 同意第2号までの10件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第10号から日程第18 同意第2号までの10件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（松原政勝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第10号

○議長（松原政勝君） 日程第9 議案第10号平成29年度別海町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第10号の内容を御説明いたします。

別冊の平成29年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度別海町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億4,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1 款町税、1項から5項で6,044万円の増。

2 款地方譲与税、1項と2項で700万円の増。

3 款利子割交付金、1項で300万円の増。

4 款配当割交付金、1項で300万円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1項で300万円の減。

6 款地方消費税交付金、1項で1,600万円の増。

7 款自動車取得税交付金、1項で1,800万円の増。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で79万9,000円の減。

1 2 款分担金及び負担金、1項と2項で2,689万8,000円の減。

1 3 款使用料及び手数料、1項から3項で924万7,000円の減。

1 4 款国庫支出金、1項から3項で2,465万円の増。

1 5 款道支出金、1項から3項で2億3,589万7,000円の減。

16 款財産収入、1 項と2 項で1,159 万9,000 円の増。

17 款寄附金、1 項で1,690 万円の減。

18 款繰入金、1 項で3 億1,477 万8,000 円の減。

20 款諸収入、4 項と5 項で4,163 万円の増。

21 款町債、1 項で1,960 万円の減。

歳入合計で4 億4,780 万円の減額です。

次に、4 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款議会費、1 項で55 万2,000 円の減。

2 款総務費、1 項から6 項で7,945 万円の減。

3 款民生費、1 項と2 項で7,083 万2,000 円の減。

4 款衛生費、1 項と2 項で3,165 万9,000 円の減。

5 款労働費、1 項で3,000 円の減。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で2 億954 万3,000 円の減。

7 款商工費、1 項で6,043 万1,000 円の減。

8 款土木費、1 項から5 項で3,144 万1,000 円の減。

9 款消防費、1 項で253 万4,000 円の減。

10 款教育費、1 項から6 項で4,399 万5,000 円の増。

11 款災害復旧費、1 項で7 万円の減。

12 款公債費、1 項で528 万円の減。

歳出合計で4 億4,780 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ170 億4,200 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

「第2 表 繰越明許費」です。

まず、8 款土木費、4 項住宅費、「公営住宅等整備事業」は、本年度、国庫補助の追加採択を受けこのたび入札をしました西春別駅前団地4 号棟中に、この長寿命化改修工事について完成を平成30 年12 月で予定することから、必要経費について繰り越しをするもので、金額は「7,385 万9,000 円」です。

続いて、10 款教育費、2 項小学校費、「小学校校舎等改修事業」は、野付・中西別・中春別各小学校の煙突改修工事で「4,421 万円」。

次の、10 款教育費、3 項中学校費、「中学校校舎等改修事業」は、野付中学校の煙突改修工事で「2,178 万円」です。

小・中学校の煙突改修工事につきましては、いずれも国の補正により補助採択を受け、事業費を繰り越しするものです。

次に、「第3 表 債務負担行為補正」です。

まず、「追加」で、一点目、「大家畜特別支援資金」は、借換資金に対して道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は「平成30 年度から平成54 年度まで」、限度額は「233 万5,000 円」です。

2 件目、「中小企業振興資金利子補給補助金」は、中小企業融資条例に基づきまして平成29 年度借入資金に対する利子補給で、期間は「平成30 年度から平成44 年度まで」、限度額は「2,439 万9,000 円」です。

次に、「変更」は、「中小企業振興資金利子補給補助金」で、平成28 年度に議決をいた

だいた分ですが、別海町中小企業振興条例中、利子補給の1%を上乗せ期間を43年度まで延長したことに伴い限度額を変更するもので、期間に変更はなく、限度額を「1,577万7,000円」を変更後において、「1,618万3,000円」とするものです。

次に、「第4表 地方債補正」です。

今回の補正は、追加と変更をするもので、「追加」は2件となります。

1件目、「小学校校舎等改修事業」は、限度額「2,930万円」。

次の「中学校校舎等改修事業」は、限度額「1,440万円」です。

どちらも先ほど繰越明許費で御説明いたしました煙突改修事業が、国の補正で補助採択されたため、残りの財源について地方債を起こすもので、起債の方法は「普通貸借又は証券発行」、利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」、償還の方法は「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」、とするものです。

7ページにお進みください。

7ページ、「変更」になりますが、「潮位観測機器整備事業」以下21事業で、事業ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも事業費の確定や起債対象内容の精査により限度額を変更するものです。

変更する全ての事業において「起債の方法」「利率」「償還の方法」に変更はありません。

以上、ページの1番下になりますが、補正前の限度額「16億2,527万7,000円」から1,960万円を減額し、補正後の限度額を「16億567万7,000円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

11ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたしますが、ほとんどが補助額の確定や収入実績などによる見込み額の精査となりますので、主な項目のみ御説明させていただき、その他は金額のみ申し上げます。

1 款町税、1 項1 目個人分、7 2 0 万円の増。

2 目法人分、3, 1 6 9 万円の増。

2 項1 目固定資産税、1, 1 5 0 万円の増。

3 項1 目軽自動車税、1 6 5 万円の増。

4 項1 目町たばこ税、7 0 0 万円の増。

5 項1 目入湯税、1 4 0 万円の増は、いずれも決算見込みによる増です。

続いて、12ページです。

2 款地方譲与税、1 項1 目地方揮発油譲与税、1, 5 0 0 万円の減。

2 項1 目自動車重量譲与税、2, 2 0 0 万円の増。

3 款利子割交付金、1 項1 目利子割交付金、3 0 0 万円の増。

4 款配当割交付金、1 項1 目配当割交付金、3 0 0 万円の減。

13ページです。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、3 0 0 万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、1, 6 0 0 万円の増。

7 款自動車取得税交付金、1 項 1 目自動車取得税交付金、1, 8 0 0 万円の増。

続いて、1 4 ページをお開きください。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、7 9 万 9, 0 0 0 円の減は、いずれも交付見込みによるものです。

1 2 款分担金及び負担金です。

1 項 1 目農林水産業費分担金、2, 6 8 4 万 2, 0 0 0 円の減は、道営草地整備事業の事業費確定に伴う受益者分担金の減額です。

2 項 1 目総務費負担金、1 2 万 6, 0 0 0 円の増。

2 目民生費負担金、1 6 0 万 1, 0 0 0 円の増。

3 目教育費負担金、1 7 6 万円の減。

次の商工費負担金、2 万 3, 0 0 0 円の減は、歳入見込みがなく廃目となるものです。

1 5 ページです。

1 3 款使用料及び手数料です。

1 項 1 目総務使用料、3 6 5 万 6, 0 0 0 円の増。

2 目民生使用料、1, 0 7 7 万 6, 0 0 0 円の減は、認定こども園保育料など、多子軽減適用実績による減が主なものです。

3 目衛生使用料、1 8 万円の減。

4 目農林水産使用料、3, 0 0 0 円の減。

5 目商工使用料、3 万 6, 0 0 0 円の減。

6 目土木使用料、1 1 2 万 2, 0 0 0 円の増。

7 目教育使用料、1 5 万 7, 0 0 0 円の減。

1 6 ページです。

2 項 1 目総務手数料、2 0 万円の増。

2 目民生手数料、1 0 0 万円の増。

3 目衛生手数料、9 2 万円の減。

4 目農林水産手数料、2 4 1 万 4, 0 0 0 円の減。

3 項 1 目証紙収入は、7 3 万 9, 0 0 0 円の減です。

1 7 ページ、1 4 款国庫支出金です。

1 項 2 目民生費国庫負担金、1, 0 9 1 万 6, 0 0 0 円の減は、へき地保育園に係る地域型給付費負担金の減が主なものです。

3 目衛生費国庫負担金、8 万 7, 0 0 0 円の減。

4 目教育費国庫負担金、3 8 万 3, 0 0 0 円の増。

2 項 1 目総務費国庫補助金、1 6 1 万 8, 0 0 0 円の減。

2 目民生費国庫補助金、1 9 8 万 7, 0 0 0 円の減。

1 8 ページです。

3 目衛生費国庫補助金、8 5 万円の減。

4 目農林水産業費国庫補助金、8 3 万 7, 0 0 0 円の増。

5 目土木費国庫補助金、5 0 1 万 4, 0 0 0 円の増は、西春別駅前団地公営住宅長寿命化改修工事に係る社会資本整備総合交付金の確定による増が主なものです。

6 目教育費国庫補助金、3, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円の増は、国の補正による各小・中学校

の煙突改修工事に対する学校環境改善交付金の増が主なものです。

19ページ、3項1目総務費国庫委託金、3万9,000円の減。

2目民生費国庫委託金は、9,000円の減です。

20ページをお開きください。

15款道支出金です。

1項1目民生費負担金、605万9,000円の減は、へき地保育園に係る地域型給付費負担金の道の負担金の減が主なものです。

2目衛生費負担金、6万円の減。

2項1目総務費補助金、8万円の減。

2目民生費補助金、331万6,000円の減。

21ページです。

3目衛生費補助金、853万9,000円の減は、エゾシカ被害対策事業費の確定見込みによる鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金の減が主なものです。

4目農林水産業費補助金、1億9,149万6,000円の減は、22ページにお進みいただき、説明欄の上段になりますが、畜産クラスター事業の取り下げによります補助金の減が主な内容となっております。

5目商工費補助金、2,490万円の減は、ふるさと交流館補修事業の見直しにより北方領土隣接地域振興等推進費補助金を減額するものです。

6目消防費補助金は、6万円の減。

7目教育費補助金、50万円の増。

23ページです。

上段、土木費補助金、10万円の減は、補助に見合う歳出の執行見込みがなく廃目となるものです。

3項1目総務費委託金は、23万6,000円の減。

2目衛生費委託金、5,000円の減。

3目農林水産業費委託金、2,000円の減。

4目商工費委託金、6,000円の増は、本目新設で、商工関連事務において北海道からの権限移譲事務交付金を受けるものです。

6目教育費委託金は、155万円の減です。

24ページをお開きください。

16款財産収入です。

1項1目財産貸付収入、36万3,000円の減。

2目利子及び配当金、68万7,000円の増。

25ページです。

2項1目不動産売払収入、724万1,000円の増は、森林環境整備事業に係る流木売払収入の増が主なものです。

2目物品売払収入、412万2,000円の増は、リサイクルごみの売払収入が主な内容です。

3目生産物売払収入は、8万8,000円の減です。

26ページをお開きください。

17款寄附金です。

1項4目教育費寄附金、10万円の増。

5目ふるさと応援寄附金、1,700万円の減は、ふるさと応援寄附金の見込み減によるものです。

18款繰入金です。

1項1目財政調整基金繰入金、3億1,750万円の減は、今回の補正により財政調整基金繰入金へ繰り戻しを行うもので、これにより予算上の財政調整基金残高は21億5,897万1,000円となります。

5目スポーツ振興基金繰入金は、10万円の減。

9目標津線代替輸送確保基金繰入金、285万3,000円の増。

次の上杉貞賞基金繰入金は、3万1,000円の減で廃目となります。

いずれも充当先の事業の確定見込みによる増減となっております。

27ページです。

20款諸収入、4項1目民生費受託事業収入、19万4,000円の減。

2目農林水産業費受託事業収入、22万円の減。

3目土木費受託事業収入、88万3,000円の減です。

5項1目雑入、4,292万7,000円の増は、畜産担い手総合整備型再編整備事業に伴う受益者からの償還金の増が主なものです。

29ページまでお進みください。

21款町債です。

1項3目農林水産業債、1,460万円の減。

4目土木債、200万円の減。

5目消防債、280万円の減。

6目教育債は、20万円の減ですが、小学校債及び中学校債において国の補正予算に伴います各小・中学校の煙突改修工事のための借入予算を計上しております。

歳入については以上となります。

31ページをお開きください。

3の「歳出」ですが、一般会計の歳出補正は、今回、事業費の確定や経費の支出見込み額の精査による減額がほとんどで多くの科目にわたっております。

よって、主な増減についてのみ御説明させていただき、事業費の確定や支出見込み額の精査による増減につきましては、目の単位で補正額のみを申し上げさせていただきますので御了承いたします。

1款議会費です。

1項1目議会費は、55万2,000円の減。

32ページをお開きください。

2款総務費です。

1項1目一般管理費は、34ページ下段までで517万3,000円の減。

34ページをお開きいただき、下段になります。

2目職員管理費は、36ページの上段までで315万6,000円の減。

36ページをお開きいただき、中段、5目財産管理費は、39ページの中段までで741万6,000円の増です。

増額の要因といたしましては、39ページをお開きいただき、右側、説明欄の1番上になりますが、いただいたふるさと納税に係る寄附金につきまして、返戻に係る経費に一部充てた後の額をふるさと応援基金に積み立てる予定とする予算計上によるものです。

続いて、6目企画費は、44ページの下段までで1,562万9,000円の減です。

減額の主な内容につきましては、43ページにお進みいただき、説明欄上段、下線部分の事業になりますが、ふるさと応援制度推進事業において申込件数に応じました経費に合わせて減額することが主なものです。

45ページにお進みください。

45ページ下段になります。

8目車両管理費は、47ページの下段までで902万9,000円の減。

47ページ下段にお進みいただき、9目支所費は、48ページ上段までで7万4,000円の減。

48ページです。

10目交通安全対策費は、49ページ上段までで119万3,000円の減。

49ページ、11目環境対策費は、14万4,000円の減。

12目北方領土問題対策費は、50ページ下段までで86万6,000円の減。

50ページをお開きください。

13目特定防衛施設周辺整備費は、11ページの下段にわたり3,767万1,000円の減で、町民体育館整備事業の事業費確定見込みによる改修等工事請負費の減が主な内容となっております。

続いて、51ページ下段です。

14目電子計算管理費は、53ページの上段までで488万円の減。

53ページにお進みください。

53ページ、15目地域情報化推進事業費、8万4,000円の減。

16目諸費は、245万6,000円の減です。

続きまして、2項1目税務総務費は、54ページ上段までで16万1,000円の減。

54ページです。

2目賦課徴収費は72万7,000円の減。

続いて、55ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、205万8,000円の減です。

次に、4項1目選挙管理委員会費は、31万3,000円の減。

3目衆議院議員選挙費は、57ページの上段までで253万5,000円の減です。

57ページをお開きください。

57ページ、5項2目指定統計費は、46万7,000円の減。

6項1目監査委員費は、58ページにわたり25万円の減となります。

59ページにお進みください。

3款民生費です。

1項1目社会福祉総務費、2,082万8,000円の増は、国庫支出金を受けて、前年度までに実施いたしました臨時福祉給付金事業の精算に伴いまして国に対する返納金が生じたので、社会福祉事業経費の中でその償還経費を予算措置したことによるものです。

60ページをお開きください。

2目老人福祉費は、62ページの下段にわたり4,538万5,000円の減で、主な減額内容ですが、62ページをお開きいただき、62ページ説明欄中段の介護サービス事業特別会計や介護保険特別会計への繰出金の減が主な内容です。

3目国民年金事務費、6万2,000円の減。

4目障害者福祉費は、64ページ中段までで1,684万5,000円の減。

64ページをお開きください。

5目居宅介護支援事業費、8万2,000円の減。

6目地域包括支援センター費、48万3,000円の減。

65ページです。

7目後期高齢者医療費は、66ページの上段までで1,223万7,000円の減で、後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の負担金の減が主なものです。

66ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費は、68ページの上段にわたり601万8,000円の増ですが、68ページをお開きいただき、説明欄上段の下線の事業になりますけれども、私立認定こども園の2号認定利用者の増により、私立認定こども園施設型給付費負担金がおお不足の見込みであることから増額するものです。

2目児童措置費は、737万2,000円の減。

3目児童福祉施設費は、6万9,000円の減。

69ページです。

4目保育園費は、70ページ上段にわたり1,164万2,000円の減。

70ページです。

5目へき地保育園費は、334万9,000円の減。

71ページに移りまして、6目児童館費は、15万2,000円の減です。

72ページをお開きください。

4款の衛生費です。

1項1目保健衛生総務費は、1万円の減。

2目予防費、107万2,000円の減。

3目環境衛生費は、75ページの中段にわたり1,240万6,000円の減。

75ページをお開きいただき、4目健康管理費は、77ページの上段までで413万円の減。

77ページです。

6目保健センター費、22万3,000円の増は、保健センター管理経費において、燃料費高騰に伴う不足見込み額によるものです。

7目母子センター費、10万円の減。

8目病院費は、目単位での補正額はありますが、今回の病院会計の補正内容に合わせてまして負担金・補助金・出資金の区分を変更するものです。

9目生活排水施設費は、78ページの上段までで361万7,000円の減となります。

78ページをお開きください。

2項1目清掃総務費、32万8,000円の減。

2目じん芥処理費、853万6,000円の減。

3目じん芥処理場費、62万8,000円の減。

79ページです。

4目し尿処理費、100万1,000円の減。

5目し尿処理場費、5万4,000円の減です。

80ページをお開きください。

5款労働費、1項1目労働諸費で3,000円の減です。

続いて、81ページ、6款農林水産業費です。

1項1目農業委員会費、79万円の減。

2目農業総務費は、436万2,000円の減です。

82ページをお開きいただき、3目農業振興費、1億9,899万2,000円の減は、畜産クラスター事業の取り下げがあり、2億円の減額が主な内容となっております。

83ページにお進みください。

4目畜産業費は、84ページ中段までで204万6,000円の減。

84ページです。

5目農地費は、459万円の減。

85ページ、6目農道整備事業費、556万1,000円の減。

7目農地調整推進事業費、19万5,000円の減。

8目農業者年金業務費は、86ページの上段にわたり47万円の減です。

86ページをお開きください。

2項1目広域農業推進費は、87ページ下段までで2,449万円の増です。

道営草地整備事業の確定により減額がある一方で、畜産担い手総合整備型再編整備事業の確定見込みによる増や、87ページ中段の説明欄になりますが、国営土地改良施設維持管理事業において、売電収入の増収に伴い施設維持管理等の交付金と施設整備基金への積み立てを行うこととする内容が主なものです。

87ページ、3項1目林業総務費は、88ページにわたりまして105万2,000円の減。

88ページです。

2目林業振興費は、194万4,000円の減。

3目公有林整備事業費、7万5,000円の減。

89ページです。

4目森林環境保全整備事業費は、106万1,000円の減です。

4項1目水産業総務費、3万6,000円の減。

90ページをお開きいただき、2目水産業振興費は、92ページまでで1,285万9,000円の減となります。

93ページにお進みください。

7款商工費です。

1項1目商工業振興費は、95ページ上段までで392万5,000円の減。

95ページをお開きいただき、2目観光費は、98ページの上段までで446万8,000円の減です。

98ページをお開きください。

98ページ、3目ふるさと交流館費、5,203万8,000円の減は、ふるさと交流館補修事業において、当初予定しておりました補修内容を見直したことにより減額するものです。

99ページです。

8款土木費。

1項1目土木総務費、9万8,000円の減。

2項1目道路橋りょう総務費は、100ページ上段にわたり70万5,000円の減。

100ページです。

2目道路維持費、534万7,000円の減。

101ページです。

3目道路新設改良費は、102ページにわたり2事業で1,182万2,000円の減です。

102ページをお開きください。

3項1目下水道費、1,430万6,000円の減。

4項1目住宅管理費、104ページまでで128万2,000円の増です。

増額の理由につきましては、説明欄の103ページ1番下の段から104ページ上段にわたりますが、公営住宅において、冬季間におけるボイラー等の故障取りかえや修理など不足することが見込まれましたことから、所要の経費について増額補正をする内容となっております。

104ページをお開きください。

2目公営住宅建設事業費は、24万6,000円の減。

5項1目河川総務費は、19万9,000円の減です。

106ページにお進みください。

9款消防費です。

1項1目消防費、29万円の減。

2目災害対策費は、224万4,000円の減です。

108ページをお開きください。

10款教育費です。

1項1目教育委員会費、21万7,000円の減。

2目事務局費、25万2,000円の減。

3目教育指導費、183万2,000円の減。

109ページ下段です。

2項小学校費、110ページをお開きいただき、1目学校管理費、58万5,000円の減。

2目教育振興費は、97万5,000円の減です。

続く4目学校建設費は、4,421万円の増で、国の補正予算による補助採択を受け、平成30年度への繰越事業として野付小学校・中西別小学校・中春別小学校の煙突改修工事を予定するものです。

続いて、3項1目学校管理費、62万6,000円の減。

111ページです。

3目通学対策費は、21万3,000円の減。

4目学校建設費は、2,178万円の増で、小学校費の学校建設費と同様の理由により野付中学校の煙突改修工事を予定するものです。

続いて、4項幼稚園費、112ページをお開きいただき、1目幼稚園管理費は、124万7,000円の減。

2目教育振興費、8万2,000円の減。

5項1目社会教育総務費、23万2,000円の減。

113ページです。

2目生涯教育推進費、4万4,000円の減。

3目生涯教育学習費は、114ページにわたり34万9,000円の減。

114ページです。

下段、4目青少年教育費、33万9,000円の増は、小・中学校や高校及び少年団の文化団体における全道大会出場などに対する補助に不足が見込まれることによる増額になっております。

115ページです。

5目中央公民館費、12万8,000円の減。

6目東公民館費は、116ページ上段にわたり38万9,000円の減。

116ページです。

7目西公民館費は、118ページ上段までで192万8,000円の減。

118ページをお開きください。

118ページ、8目図書館費、323万7,000円の減。

9目郷土資料館費は、10万6,000円の減です。

119ページにお進みいただき、6項1目保健体育総務費は、121ページ上段までで210万8,000円の減。

121ページをお開きいただき、2目学校給食費は、122ページ上段にわたり317万2,000円の減。

122ページです。

3目へき地学校保健管理費、92万2,000円の減。

4目総合スポーツセンター費は、124ページまでで340万9,000円の減。

124ページをお開きいただき、5目パイロットマラソン大会費は、28万1,000円の減です。

続いて、125ページ、11款災害復旧費です。

1項1目道路橋りょう災害復旧費で、7万円の減です。

最後に、126ページになります。

126ページ、12款公債費。

1項2目利子は、借り入れに対する利率の確定により528万円を減額するものです。

以上で議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 四点ちょっと質問したいんですが、23ページ、歳入の部分で、道の委託金の中から下段ですね。

スクールソーシャルワーカーの委託金が150万ほど減額になっているこの部分の減額の理由ですね、教えてください。

それから、95ページにいきましてですね。

95ページのやや下段に係るところですが、地域おこし協力隊の推進事業で、これ350万ほどの減額になってますけれども、協力隊員経費の減額かと思われまして。

この理由も教えてください。

それから三点目ですけど、98ページ、ふるさと交流館なんですけど、この改修等工事請負費の5,000万円。

説明では補修内容の変更だということ、という説明がありましたけど、その変更の内容も少し具体的に教えていただければと思います。

最後なんですけど、110ページから111ページにかけて同様の質問内容なんですけど、小学校・中学校ともに、小学校校舎等改修事業の煙突の改修、小学校については3校、中学校については1校の改修ということですが、この改修が終われば、学校関係については、このアスベストの関係は全部解決するんでしたでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） スクールソーシャルワーカーの部分について説明させていただきます。

予算議決当初ですね、見込んでおりましたが、道の予算の関係で予算配分がですね、少なくなったということがありまして、予算の限られた範囲の中での配当となったことから155万円を減額する内容となっております。

基本的には補助率のほうは2分の1ということで予定しておりましたが、全道的な予算の関係でこの額となっております。

あと、アスベストの対策の煙突の関係ですけれども、今回この工事を行うことによりまして別海町内の小・中学校全ての煙突の工事が完了することとなります。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 私からは、2番目と3番目の質問についてお答えをいたします。

まず、2番目の地域おこし協力隊推進事業の件につきましては、本事業は、商工観光課に配置されておりました地域おこし協力隊員の退職によりまして不要となった社会保険料、また、嘱託職員賃金を減額するものです。

三点目でございます。

98ページのふるさと交流館補修事業でございます。

こちらにつきましては、ふるさと交流館の運営に際しまして、本年度の補修内容を必要最小限として実施したことによる減額によるものです。

その内容につきましては、当初から予定をしてございました非常用照明の整備、電話交換機と電話設備の更新、また新たに発生いたしました男女浴室、脱衣所の換気扇改修を行ったことによるものです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員よろしいですか。

中村議員。

○13番（中村忠士君） スクールソーシャルワーカーの件なんですけど、ちょっとよくわからなかったんですけど、補助率が2分の1と見込んでたけど補助率が変わったということなんですか。

そこら辺もうちょっと教えていただきたいというふうに思います。

こういう減額になったんですけど、スクールソーシャルワーカーについては、配置をされていると、どこから別ななんていうか項目で費用が出ているのかどうかということも、含めてちょっと教えてください。

それから町おこし協力隊の関係ですが、退職されたということなんだけど、その予定の退職だったんでしょうか。

それとも多分こうやって補正が出てくるっていうことは、途中退職っていうか予定してなかった退職だっていうふうに思うんですが、そこら辺ちょっと余り立ち入って聞くのもなんですけども、ちょっとそこら辺だけ教えてください。

○議長（松原政勝君） 教育委員会学務課長。

○学務課長（入倉伸顕君） スクールソーシャルワーカーの部分ですけども、補助率のほうは2分の1ということで決まってはいるんですけども、道の全道的な需要が多く、2分の1以内という範囲の中で、道の予算が決まっている状況の中で、別海町の分が割合が少なくなったという状況です。

その内容どおり、スクールソーシャルワーカー事業のほうは実施しております、その財源内訳としましては、町の持ち出しを多くして実施しているという状況となっております。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） 地域おこし協力隊推進事業について追加の御説明を申し上げます。

本件につきましては、1名の人員が配置されておりましたが、昨年3月、急遽ですね、退職をされることになりました。

そのことによりまして人件費等が残ったということでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

ほかにございませんか。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） はい、私は三点をお伺いします。

まず一点目は、55ページの出産祝い金贈呈事業でございます。

これの実績と、それから3月までの見込みの人数ですね、それと前年と比較して増減があるのか、という部分をお聞きしたいと思います。

それから二点目が、82ページの畜産クラスター事業の2億円減額について、経緯と、それから事業取り下げということで事業取り下げした理由についてお聞きしたいと思います。

それから三点目が、87ページの国営土地改良施設維持管理事業ということで、国営かん排の太陽光発電のことだと思うんですけども、これの建設数といいますか、それが建設予定があれば建設予定、事業全体についてちょっと説明を願いたいと思うのでよろしくお願いたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 私から2問目と3問目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず2問目、畜産クラスター事業の関係でございます。

本予算につきましては、昨年6月補正で承認いただいた件でございます、道東あさひ農協管内の1軒の農家で牛舎1棟、搾乳ロボット2台を整備する計画でございましたが、設計変更等によりまして事業が年度内に完了する見込みがなくなり、事業者から取り下げ申請があったものでございます。

それから三点目でございます。

国営土地改良施設維持管理事業でございます。

本事業につきましては、国営事業に太陽光発電施設を導入し、その売電収入を土地改良施設の維持管理経費等に活用する事業でございます。

整備数につきましては、27年度で22件、28年度で62件、29年度で3件ということで合計87件の整備をしております。

なお売電収入につきましては、28年度契約で34件、29年度契約分で50件ということで84件の契約をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 出産祝い金の関係について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、実績でございますが、29年のですね、4月から12月までの申請実績といたしまして、94件ございました。

それから見込みでございますけれども、1月から3月の見込みといたしまして31件を見込んでおります。

合計で125件の年度の見込みとなっております。

それから昨年度との比較でございますけれども、本年4月から実施しておりますので、昨年との比較というものは実施しておりません。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 内訳について御説明させていただきます。

実績の部分ですけれども、合計94件ということで、第一子がですね、55件、第二子の出産が31件、第三子の出産が5件、第四子が3件となっております。

第五子以上については、該当はございません。

それから見込みのほうの内訳としましては、第一子が11件、第二子が11件、第三子が6件、第四子が3件。

第五子以上については、見込んでおりません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 出産祝い金の事業は、新規事業ということで前年度比較できないんですけども、前年度生まれた子供の数をちょっと教えてほしいなと思います。

クラスター事業は、設計変更ということでわかりました。

太陽光発電のほうなんですけども、87件ということで、もう事業完了なのかどうかっていうのを確認したいのと、それから、今度売電して、この維持管理事業ということで行っていくんですけども、事業主体と言いますか、どのようなことで事業者に戻元したり、それから管理経費、町の維持管理を行っていくのか、ちょっとその辺の仕組みというものをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） お答えします。

昨年中のですね、出生数について今ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと今お答えすることができません。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 収入分の7割を肥培施設の電気料とか点検料と各維持

管理費用として充てます。

残り3割を排水路整備とかですね、修理費用として基金に積み立てるものでございます。

なお、7割の分につきましては、各地区農家さんで構成します各地区の環境保全推進委員会へ交付するというところであります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 1番目は今わからないということで了解しました。

もうちょっと聞きたかったのは、国営かん排の太陽光のほうは、これがずっと町の会計っていうか、ここで通って出てくるのか、いま交付するということなんですけども、ちょっとどのような仕組みでお金が流れていくのかっていうのをちょっと確認したいんですけども。

収入のほうも上がってますよね、売電収入で上がってるんで、1回町の収入で受けて、また、管理事業ということで毎回こういうふうな形になっていくのか今後の流れについてもちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 事業の仕組みにつきましては、売電量につきましては町のほうで北電のほうから受けることになります。

受けた中で、先ほど申し上げたとおり、7割につきまして町のほうから各地区の環境推進委員会のほう、農家さんで構成しますそちらのほうへ交付してですね、維持管理の経費、1戸当たり平均、年間電気料で70万程度かかるんですが、その費用にさせていただくということになります。

残り3割は、町のほうで排水路の整備とかですね、そういったいろいろな管理経費に町のほうで使うということになります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間会議を休憩いたします。

午後 14時02分 休憩

午後 14時11分 再開

◎日程第10 議案第11号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第11号平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（青柳 茂君） 議案第11号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億640万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億360万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で1,199万7,000円の減。

2款国庫支出金、1項と2項で6,637万8,000円の減。

3款療養給付費等交付金、1項で874万2,000円の減。

4款前期高齢者交付金、1項で8,156万7,000円の増。

5款道支出金、1項と2項で1,550万円1,000円の減。

6款共同事業交付金、1項で8,427万5,000円の減。

7款財産収入、1項で1万2,000円の増。

8款繰入金、1項で180万2,000円の減。

9款繰越金、1項で71万6,000円の増。

歳入合計で1億640万円の減額です。

次に、3ページ、「歳出」です。

1款総務費、1項と3項で2,229万8,000円の減。

2款保険給付費、1項で1,430万円の減。

7款共同事業拠出金、1項で6,669万9,000円の減。

8款保健事業費、2項で311万5,000円の減。

9款基金積立金、1項で1万2,000円の増。

歳出合計で1億640万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億360万円とするものです。

次の事項別明細書ですが、1の「総括」については省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄、補正額で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、9 8 9 万 7, 0 0 0 円の減。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、2 1 0 万円の減。

いずれも現時点での試算による収納見込みによるものです。

現年度分の収納率は、9 5 %で算出しております。

8 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、4, 7 6 4 万 6, 0 0 0 円の減。

2 目高額医療費共同事業負担金、7 7 4 万円の減。

3 目特定健康審査等負担金、3 0 万円の減。

いずれも確定通知及び概算決定通知によるものです。

2 項 1 目財政調整交付金、1, 0 6 9 万 2, 0 0 0 円の減。

平成 3 0 年度からの制度改正に伴う事務処理システム改修費用の確定により、改修費用に係る交付見込み額の減額が主なものとなっております。

次の 9 ページです。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金、8 7 4 万 2, 0 0 0 円の減。
概算での決定通知によるものです。

4 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金、8, 1 5 6 万 7, 0 0 0 円の増。

確定通知によるものです。

1 0 ページをお開きください。

5 款道支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、7 7 4 万円の減。

2 目特定健康審査等負担金、3 0 万円の減。

いずれも確定通知によるものです。

2 項 1 目財政調整交付金、7 4 6 万 1, 0 0 0 円の減。

システム改修費用に係る交付見込み額の減が主なものです。

6 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、1, 0 7 8 万 1, 0 0 0 円の減。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、7, 3 4 9 万 4, 0 0 0 円の減。

いずれも交付決定通知によるものです。

次に、1 1 ページです。

7 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金、1 万 2, 0 0 0 円の増は、本目新設で、国保財政調整基金の利子収入を見込むものです。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 8 0 万 2, 0 0 0 円の減。

各種繰入金額の精査によるものです。

9 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金、7 1 万 6, 0 0 0 円の増。

前年度繰越金の確定によるものです。

次に、1 3 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

同じく目の欄、補正額で説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、2, 1 9 7 万 6, 0 0 0 円の減は、システム改修に係る費用の確定及び執行残の精査によるものです。

次に、1 4 ページにかけまして、3 項 1 目運営協議会費、3 2 万 2, 0 0 0 円の減。

支出見込み額の精査によるものです。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費、9 3 0 万円の減。

2 目退職被保険者等療養給付費、5 0 0 万円の減。

いずれも現時点における医療費と見込みによるものです。

次に、1 5 ページです。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、3, 0 9 6 万 1, 0 0 0 円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、3, 5 7 3 万 8, 0 0 0 円の減。

いずれも拠出金決定通知によるものです。

1 6 ページをお開きください。

8 款保健事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、3 1 1 万 5, 0 0 0 円の減は、支出見込み額の精査によるものです。

次に、1 7 ページです。

9 款基金積立金、1 項 1 目基金積立金、1 万 2, 0 0 0 円の増は、本目新設で、国保会計調整基金の利息について基金に積み立てるものです。

1 9 ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1 特別職」は、別海町国民健康保険運営協議会委員が該当するものです。

下段の比較の欄で申し上げます。

「職員数」は、補正前と変更ありません。

「給与費」の「報酬」で 1 5 万円の減。

「共済費」はございませんので、「合計」でも 1 5 万円の減額となっております。

以上で議案第 1 1 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 1 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論をございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 2 号

○議長（松原政勝君） 日程第 1 1 議案第 1 2 号平成 2 9 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第12号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,770万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款分担金及び負担金、1項で4万2,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項と2項で65万6,000円の減。

3款国庫支出金、1項で456万8,000円の減。

4款繰入金、1項で1,430万6,000円の減。

5款繰越金、1項で8万8,000円の増。

6款町債、1項で2,180万円の減。

0款諸収入、0項で70万円の減。

歳入合計で4,190万円の減額です。

次に、3ページ、「歳出」です。

1款総務費、1項で236万1,000円の減。

2款下水道施設費、1項で913万円の減。

3款集落排水施設費、1項と2項で3,010万円の減。

4款公債費、1項で30万9,000円の減。

歳出合計で4,190万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,770万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」の「廃止」です。

「事項」で、「平成29年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償」と「別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担（平成29年度融資分）」の2項目について、借り入れ希望がなかったことによる廃止です。

次に、5ページ。

「第3表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」、限度額「2,290万円」を480万円

減額し「1,810万円」とし、「農業集落排水事業」、限度額「2,800万円」を600万円減額し「2,200万円」とし、「漁業集落排水事業」、限度額「4,240万円」を1,100万円減額し「3,140万円」とするものです。

いずれも「起債の方法」「利率」「償還方法」については、変更がありませんので説明を省略いたします。

合計では、限度額「9,330万円」を2,180万円減額し、補正後の限度額を「7,150万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

9ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業費分担金、4万2,000円の増は、決算見込みによるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、64万1,000円の減。

2項1目手数料、1万5,000円の減は、いずれも決算見込みによる減です。

3款国庫支出金、1項1目下水道施設費補助金、241万2,000円の増は、北方領土隣接地域振興事業嵩上げによる上積みと事業費確定によるものです。

2目集落排水施設費補助金、698万円の減は、事業費確定による減です。

10ページをお開きください。

4款繰入金、1項1目繰入金、1,430万6,000円の減は、歳出予算の減額に伴う一般会計からの繰入金の減です。

5款繰越金、1項1目繰越金、8万8,000円の増は、前年度収入額確定による増です。

6款町債、1項1目下水道施設債、480万円の減。

2目集落排水施設債、1,700万円の減は、いずれも町債確定による減です。

11ページ、0款諸収入、0項0目貸付金収入、70万円の減は、水洗便所改造資金の借り入れ希望者がなかったことによる減です。

科目廃款となります。

以上で歳入を終わります。

13ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

目の補正額で御説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、166万1,000円の減は、下水道施設経費の下水道管理経費の執行残の減です。

0目水洗化普及費、70万円の減は、水洗便所改造資金の借り入れ希望者がなかったことによる減です。

本目廃目となります。

続いて、14ページをお開きください。

2款下水道施設費、1項1目処理場費、231万4,000円の減。

2目管渠維持費、54万4,000円の減。

15ページ、3目施設整備費、627万2,000円の減は、いずれも管理経費及び事

業費確定見込みによる執行残の減です。

3 款集落排水施設費、1 項 1 目処理場費、3 0 万 5, 0 0 0 円の減。

1 6 ページをお開きください。

2 目管渠維持費、4 6 万 5, 0 0 0 円の減。

3 目施設整備費、1, 2 4 6 万 8, 0 0 0 円の減。

2 項 1 目処理場費、9 4 万 8, 0 0 0 円の減。

1 7 ページになります。

2 目管渠維持費、1 7 万円の減。

3 目施設整備費、1, 5 7 4 万 4, 0 0 0 円の減は、いずれも管理経費及び事業費確定見込みによる執行残の減です。

4 款公債費、1 項 1 目利子、3 0 万 9, 0 0 0 円の減は、額の確定による減です。

以上で議案第 1 2 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 1 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 3 号

○議長（松原政勝君） 日程第 1 2 議案第 1 3 号平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（川畑智明君） 議案第 1 3 号平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 2 9 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 3 7 0 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まずは、「歳入」です。

1款介護サービス費、1項で1,704万3,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項と2項で295万5,000円の増。

3款財産収入、1項で8万3,000円の減。

4款寄附金、1項で3万円の増。

5款繰入金、1項で2,760万円の減。

7款諸収入、1項で34万5,000円の減。

歳入合計で800万円の減額です。

次に、「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で800万円の減。

歳出合計で800万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,370万円とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費、1,775万円の増は、老人保健施設の入所者数の増加によるものです。

2目居宅介護サービス事業費、70万7,000円の減は、老人保健施設の短期入所利用者数の減と訪問看護ステーションの利用者単価の増です。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料、385万円の増は、老人保健施設の入所者の増によるものです。

2目居宅介護サービス使用料、55万円の減は、老人保健施設の短期入所利用者数の減少によるものです。

2項1目居宅サービス手数料、34万5,000円の減は、訪問看護ステーションの介護保険分の利用者単価の増と医療保険分の利用者数の減少によるものです。

6ページをお開きください。

3款財産収入、1項1目財産貸付収入、8万3,000円の減は、医師及び医療技術員住宅の入居者の減です。

4款寄附金、1項1目介護サービス費寄附金、3万円の増は、本目新設で、訪問看護に対する寄附金です。

7ページに移ります。

5款繰入金、1項1目繰入金、2,760万円の減は、歳入歳出予算に対する歳入予算の超過分を減額するものです。

7款諸収入、1項1目雑入、34万5,000円の減は、社会保険収入、主治医意見書作成料の減が主なものです。

歳入については以上となります。

9ページをお開きください。

3の「歳出」です。

目の欄の補正額で御説明いたします。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費は、11ページ上段までで786万9,000円の減。

老人保健施設改修事業の額の確定、嘱託職員賃金の減など、支出見込みの額の精査による減が主なものですが、10ページの説明欄、中ほどの光熱水費は、使用料の増、燃料費は、重油単価の増により減額するものです。

続いて、11ページをお開きください。

2目訪問看護費、13万1,000円の減は、人夫賃の支出見込みの精査によるものです。

以上、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第14号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第14号平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（竹中利哉君） 議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,010万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,030万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款保険料、1項で75万7,000円の減。

2款分担金及び負担金、1項で72万8,000円の減。

3款国庫支出金、1項と2項で618万8,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で2,578万2,000円の減。

5款道支出金、1項と2項で468万9,000円の減。

7款繰入金、1項と2項で195万6,000円の減。

歳入合計で4,010万円の減額です。

4ページをお開きください。

次に、「歳出」です。

1款総務費、1項から3項で74万5,000円の減。

2款保険給付費、1項で1,406万7,000円の減。

3款地域支援事業費、1項と3項で2,528万8,000円の減。

歳出合計で4,010万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,030万円とするものです。

次の「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は説明を省略し、7ページの「歳入」から説明いたします。

7ページ、「2. 歳入」。

目の欄の補正額で説明いたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、75万7,000円の減。

保険料収入見込みによる現年度分特別徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料の増と現年度分普通徴収保険料の減によるものです。

2款分担金及び負担金、1項1目負担金、72万8,000円の減。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績見込みによるものです。

8ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、87万9,000円の増。

2項1目調整交付金、123万3,000円の減。

2目日常生活支援総合事業交付金、551万4,000円の減。

3目総合事業以外の地域支援事業交付金、97万6,000円の減は、いずれも介護給付費の減によるもので、4目介護保険事業補助金は、科目新設であり、65万6,000円の増は、電算システム改修に伴う町の負担金が補助金の交付対象となることによるものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、2,250万1,000円の減。

2目地域支援事業支援交付金、328万1,000円の減は、いずれも介護給付費及び地域支援事業費の減によるものです。

続きまして、9ページ、5款道支出金、1項1目介護給付費負担金、144万4,000円の減。

2項1目日常生活支援総合事業交付金、275万7,000円の減。

2目総合事業以外の地域支援事業交付金、48万8,000円の減は、いずれも介護給

付費及び地域支援事業費の減によるものです。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、4 8 2 万 2, 0 0 0 円の減は、保険給付費の増及び地域支援事業費と事務費等繰入金の減によるものです。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金、2 8 6 万 6, 0 0 0 円の増は、事業費精査によります介護給付費準備基金繰入金の増によるものです。

歳入は以上です。

1 1 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

同じく目の欄の補正額で説明します。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、9 1 万円の増は、電算システム改修に伴う町負担金の増及び支出見込み額の精査の減によるものです。

2 目地域支援事業事務費、1 6 万 8, 0 0 0 円の減。

続きまして、1 2 ページです。

2 項 1 目賦課徴収費、1 4 万 7, 0 0 0 円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費、2 0 万円の減。

2 目認定調査費、1 1 4 万円の減は、いずれも支出見込み額の精査によるものです。

続いて、1 3 ページ中段です。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費、1, 4 0 6 万 7, 0 0 0 円の減。

続きまして、1 4 ページです。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費、2, 1 0 1 万 4, 0 0 0 円の減。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、1 8 3 万 2, 0 0 0 円の減は、いずれも支出見込み額の精査によるものです。

3 目審査支払手数料、本目新設によります 6 万 2, 0 0 0 円の増につきましては、支出見込み額精査によるものです。

3 項 1 目総合相談事業費、6 万 9, 0 0 0 円の減。

1 5 ページに続きます。

2 目権利擁護事業費、6 7 万 2, 0 0 0 円の減。

4 目任意事業費、1 7 6 万 3, 0 0 0 円の減は、いずれも支出見込みの精査によるものです。

以上で議案第 1 4 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 1 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長(松原政勝君) 日程第14 議案第15号平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(青柳 茂君) 議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,020万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で372万7,000円の増。

2款繰入金、1項で301万円の減。

3款繰越金、1項で88万3,000円の増。

歳入合計で160万円の追加です。

次に、下段の「歳出」です。

1款総務費、1項と2項で14万1,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で174万1,000円の増。

歳出合計で160万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,020万円とするものです。

次の「事項別明細書」ですが、1の「総括」については省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

5ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄、補正額で説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料、249万1,000円の減。

2目普通徴収保険料、621万8,000円の増。

いずれも現時点での収納見込みによるものです。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、301万円の減。

事務費繰入金の精査及び保険基盤安定繰入金の年度内確定によるものです。

6ページをお開きください。

3款繰越金、1項1目繰越金、88万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

以上で歳入を終わります。

7ページをお開きください。

「3.歳出」です。

同じく目の欄、補正額で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、11万7,000円の減。

2項1目徴収費、2万4,000円の減。

いずれも支出見込み額の精査によるものです。

次に、8ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、174万1,000円の増。

北海道後期高齢者医療広域連合に納付する各種負担金の一部確定及び見込み額の精査によるものです。

以上で議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 14時56分 休憩

午後 15時05分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第16号平成29年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（三戸俊人君） 議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成29年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成29年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、502人減で2万3,953人とする。

2号、外来、3,257人減で7万4,791人とする。

3項、一日平均患者数。

1号、入院、2人減で65人とする。

2号、外来、15人減で305人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の第1款病院事業収益、1項から3項まで合わせて6,284万5,000円を減額し、合計で21億1,001万1,000円とする。

次に、支出の第1款病院事業費用、1項、2項合わせて1億2,658万8,000円を減額し、合計で22億3,683万2,000円とする。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,437万8,000円は、過年度損益勘定留保資金6,437万8,000円で補てんするものとする。）

収入の第1款資本的収入は、1項、2項合わせて202万4,000円を減額し、9,210万8,000円とするものです。

次に、支出の第1款資本的支出は、1項で51万4,000円を減額し、1億5,648万6,000円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、1億1,422万8,000円を減額し、12億4,571万8,000円とする。

2号、交際費、42万円を減額し、88万円とする。

第6条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、292万3,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,188万4,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、1,043万7,000円。

4号、児童手当に要する経費、526万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,780万8,000円。

6号、医師の派遣を受けることに要する経費、3,816万9,000円。

次に、3ページからの「補正予算実施計画」は省略させていただきます、「補正予算

に関する説明書」です。

6ページをお開きください。

「平成29年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款病院事業収益、1項1目入院収益、3,530万4,000円の減は、入院患者数、件数の見込みによる減額です。

2目外来収益、2,983万3,000円の減についても外来患者数の件数見込みによる減額でございます。

3目その他医業収益、1,179万8,000円の減は、その他医業収益、公衆衛生活動収益の収入見込みによる減額でございます。

2項1目受取利息配当金、1,000円の減は、収入見込みによるものです。

2目他会計補助金、217万7,000円の増は、収支の見込みによる一般会計からの補助金の増額です。

3目補助金、23万円の減は、道補助金確定によるものです。

4目負担金交付金、395万3,000円の減は、収支の決算見込みによる一般会計負担金の減額です。

5目患者外給食収益、52万8,000円の減は、収入見込みによるものです。

6目長期前受金戻入、1,939万2,000円の増は、固定資産課税明細書における算定基準の精査による増額となっております。

7目その他医業外収益、822万2,000円の減は、収入見込みによるものです。

3項2目その他特別利益、545万5,000円の増は、賞与引当金残額を計上することによる増額でございます。

次に、7ページの「支出」です。

1款病院事業費用、1項1目給与費、1億1,422万8,000円の減は、8ページまでとなりますが、支出見込み額精査による減額でございます。

9ページ、2目材料費、2,000万円の減、及び3目経費、498万1,000円の減についても、支出見込み額精査による減額でございます。

10ページをお開きください。

5目減価償却費、1,263万2,000円の増、及び6目資産減耗費、172万9,000円の増は、医療機器購入に伴う増額でございます。

7目研究研修費、171万4,000円の減は、執行残の精査によるものです。

2項3目雑損失、106万8,000円の減、及び4目消費税及び地方消費税、104万2,000円の増は、いずれも今後の支出見込み額精査によるものです。

続きまして、11ページです。

「資本的収入及び支出」の「収入」です。

1款資本的収入、1項1目企業債、380万円の減は、公営企業債の金額確定による減額です。

2項1目他会計出資金、177万6,000円の増は、事業費確定に伴う一般会計からの出資金の増額です。

次に、「支出」です。

1款資本的支出、1項1目資産購入費、51万4,000円の減。

これについては、執行残の精査による減額でございます。

続いて、次のページをお開きください。

「平成29年度補正予算 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

右側、下段の部分で説明いたします。

「資金増加額」の見込みで4,806万2,000円の減額となり、「資金期末残高」で1億3,779万4,000円となる予定でございます。

続きまして、「給与費明細書」です。

13ページをごらんください。

「1. 総括」。

下段の比較合計欄で説明いたします。

職員数については、補正前、補正後と比較して1名の減。

給料、1,064万3,000円の減。

報酬・賃金、3,902万3,000円の減。

手当、1,286万円の減。

法定福利費で5,170万2,000円の減。

合計で1億1,422万8,000円を減額し、給与費合計で12億4,571万8,000円とするもので、以下、17ページまで省略させていただきます。

18ページをお開きください。

「平成29年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下段の下から3行目をごらんください。

「当年度純損失」の見込み、1億1,340万9,000円となる見込みで、1番下の「当年度未処理欠損金」が21億5,218万円となる見込みです。

19ページの「平成29年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と20ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第16号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第16号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第17号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第17号平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の平成29年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

平成29年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で3,439万7,000円を増額し、10億8,139万円とするものです。

収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で1,118万9,000円を増額し、8億8,987万2,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,505万9,000円は、減債積立金1億4,611万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,673万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2億8,220万7,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1款資本的収入、1項で1,582万5,000円を減額し、137万5,000円とするものです。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で5,488万7,000円を減額し、4億5,643万4,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

2号、交際費、5万円を減額し、ゼロとするものです。

第5条、たな卸資産購入限度額。

予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「3,494万6,000円」を「1,479万1,000円」に改める。

3ページ、4ページの「補正予算実施計画」の説明は省略いたします。

5ページをお開きください。

「平成29年度 別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

目の欄の補正予定額で御説明いたします。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1 款水道事業収益、1 項1 目給水収益、4 5 1 万1, 0 0 0 円の増。

2 目受託工事収益、1 0 0 万円の減。

3 目その他の営業収益、6 万7, 0 0 0 円の減は、いずれも決算見込みによるものです。

2 項1 目受取利息及び配当金、1 8 万4, 0 0 0 円の増。

2 目負担金、8 1 0 万1, 0 0 0 円の増は、いずれも決算見込みによる増額です。

3 目長期前受金戻入、2, 2 4 8 万円の増は、現金を伴わない科目ですが、資産除却の精査による補助金、負担金、受贈財産評価分の収益化額の決算見込みによる増額です。

4 目雑収益、1 8 万8, 0 0 0 円の増。

旧施設の取り壊しに伴う発生材の売り払いによる増額が主なものです。

6 ページをお開きください。

「支出」です。

1 款水道事業費用、1 項1 目原水及び浄水費、8 7 0 万4, 0 0 0 円の減。

2 目配水及び給水費、1, 2 2 9 万6, 0 0 0 円の減。

4 目総係費、4 1 3 万3, 0 0 0 円の減は、いずれも執行残による減額が主なものです。

5 目減価償却費、1, 1 7 9 万2, 0 0 0 円の減は、償却費の精査によるものです。

6 目資産減耗費、4, 1 2 1 万9, 0 0 0 円の増は、除却費の確定によるものです。

2 項3 目消費税及び地方消費税、6 8 9 万5, 0 0 0 円の増は、納付額確定による増額です。

次に、7 ページ。

「資本的収入及び支出」の「収入」です。

1 款資本的収入、1 項1 目工事負担金1, 5 8 2 万5, 0 0 0 円の減は、施設移転補償費の確定による減額です。

「支出」です。

1 款資本的支出、1 項2 目施設費、3, 3 9 5 万5, 0 0 0 円の減。

3 目量水器設置費、2, 0 2 5 万8, 0 0 0 円の減。

4 目固定資産購入費、6 7 万4, 0 0 0 円の減は、いずれも事業費等の確定見込みによる執行残が主なものです。

次に、8 ページをお開きください。

「平成2 9 年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

現金の流れを示した表になります。

下から3 行目をごらんください。

「資金増減額」の見込みです。

9, 2 6 9 万9, 0 0 0 円の減額となり、最下段の「資金期末残高」で2 3 億6, 9 4 4 万円となる予定です。

次に、9 ページ。

「平成2 9 年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から4 行目をごらんください。

「当年度純利益」の見込みです。

1 億6, 4 7 8 万1, 0 0 0 円となる予定です。

次の1 0 ページ、「平成2 9 年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と1 1 ページの「注記表」の説明は省略いたします。

以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第17号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 同意第1号

○議長（松原政勝君） 日程第17 同意第1号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第1号別海町監査委員の選任について、提案を御説明いたします。

議案書の80ページをお開きください。

本町の監査委員につきましては、議会から選出がお一人のほか、識見を有する方としても二人を選任させていただいております。

このたび、平成30年3月10日をもって志賀正章氏が任期満了となります。

このため、同意第1号として、新たに次の方を別海町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

新たな監査委員は、中標津町西4条北2丁目3番地2にお住まいの杉本義久氏でございます。

杉本氏の経歴を若干申し上げますと、昭和46年3月に北海道標津高等学校を卒業されております。

卒業と同時に根室信用金庫、現在の大地みらい信用金庫に勤務され、本店、羅臼支店、釧路支店等を経て、平成13年4月から5年間、西春別支店長として勤務をされておられました。

その後、平成21年から本部の上席調査役として務められ、平成23年12月に退職をされております。

杉本氏は、標準的な基準で会計等を適切に考察できる方であり、適任と考えている次第でございます。

なお、任期は、平成30年3月13日から平成34年3月12日までの4年間でございます。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第18 同意第2号

○議長（松原政勝君） 日程第18 同意第2号「別海町監査委員の選任について」を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第2号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の81ページをお開きください。

同意第2号につきましても、先ほどの同意第1号と同様の別海町監査委員の選任についてでございます。

このたび、平成30年3月31日をもちまして田村秀男委員が任期満了となります。

つきましては、田村秀男氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

田村氏につきましては、昭和45年3月に北海道中標津高等学校を卒業されております。

昭和45年4月から平成24年3月まで別海町役場に奉職され、その間、総務部管財課を初めとして、平成14年4月には総務部企画調整課長、平成18年4月には総務部総務課長、平成19年6月には議会事務局長、さらに平成22年4月には福祉部長として勤務されていることから、行政全般に大変詳しい方でございます。

また、平成26年4月からは別海町監査委員として各法令の規定に基づいた適切な監査を行っていただいております、適任であると判断をした次第でございます。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間でございます。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは、午前10時から本会議を行いますので、御参集願います。

皆さんどうも御苦労さまでございました。

散会 午後 3時34分